

山口県報

平成19年
3月13日
(火曜日)

目 次

山口県留置施設視察委員会条例……………一
 本人確認情報を利用することができる事務を定める条例……………三
 特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例……………四
 特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例……………七
 山口県農林総合技術センター条例……………九
 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………二
 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………一五
 山口県部制条例の一部を改正する条例……………一七
 感染症診査協議会条例の一部を改正する条例……………一八

山口県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県条例第一号

山口県留置施設視察委員会条例



山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一
 山口県職員定数条例の一部を改正する条例……………二九
 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………三〇
 山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例……………三〇
 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三一
 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………三一
 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………三一
 過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三三
 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………三三
 山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………四八
 山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………五〇
 山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例……………五一
 山口県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例……………五一
 山口県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………五一
 山口県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例……………五二
 山口県立農業大学校条例の一部を改正する条例……………五四
 山口県立都市公園条例の一部を改正する条例……………五五
 山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………六五
 山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………六六
 山口県立美術館条例の一部を改正する条例……………六六
 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………七〇
 結核診査協議会条例を廃止する条例……………七一

山口県知事 二 井 関 成

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第六項の規定に基づき、同法第二十条第一項に規定する留置施設視察委員会として設置された山口県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第二条 委員会の委員の定数は、六人とする。

(再任)

第三条 委員は、二回に限り再任されることができる。

(解任)

第四条 山口県公安委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解任することができる。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、山口県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二号

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項第二号の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）による同法第七十三条の十四第三項若しくは第七十三条の二十四第二項の規定の適用があるべき旨の申告に係る事実又は山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）第五十九条第一項の規定による申請に係る事実の確認の事務

二 地方税法による個人が行う事業に対する事業税、不動産取得税及び自動車税の賦課に関する事務であつて、納税通知書を郵便若しくは信書便により発送し、返戻された場合又は納税通知書の送達を受けるべき者の所在が知れない場合における納税義務者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその相続人（納税義務者が法人である場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の役員）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

三 地方税法（以下この号において「法」という。）による地方団体の徴収金の徴収に関する事務であつて、督促状、督促のための納付若しくは納入の催告書その他の催告の通知書、法第十七条の過誤納金の還付の通知に係る書類若しくは法第十七条の二第五項の通知に係る書類（以下「督促状等」という。）を郵便若しくは信書便により発送し、返戻された場合又は督促状等の送達を受けるべき者の所在が知れない場合における次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその相続人（次に掲げる者が法人である場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の役員）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

イ 納税者又は法第一条第一項第十号に規定する特別徴収義務者

口 法第十一条第一項の第二次納税義務者
八 法第十六条第一項第六号に規定する保証人

四 地方税法第七百条の四十三において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)による同法第二条第一項又は第二項の許可を請求するために必要な軽油引取税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三号

特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条の二の規定により読み替えて適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「読替え後の法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 識別符号 電子情報処理組織を使用して申請等をし、又は処分通知等を受ける場合において、電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者(以下「利用者」という。)を他の利用者と区別して識別するために付されるものをいう。
- 二 暗証符号 電子情報処理組織を使用して申請等をし、又は処分通知等を受ける場合において、電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。

三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）をいう。

四 電子証明書 申請等をする者又は県の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 読替え後の法第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等をしようとする者は、あらかじめ、氏名又は名称その他知事が必要と認める事項を、その者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）により入力し、これを県の機関の使用に係る電子計算機に送信して識別符号及び暗証符号について知事の登録を受けなければならない。

2 読替え後の法第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等をする者（以下「電子申請をする者」という。）は、次に掲げる事項を、電子申請をする者の使用に係る電子計算機により入力しなければならない。

一 書面等により申請等をするときに記載すべきこととされている事項

二 書面等により申請等をするときに經由すべき県の機関がある場合にあつては、その名称

3 電子申請をする者は、書面等により申請等をするときに添付すべきこととされている書面等（以下「添付書類等」という。）若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項若しくはこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を、電子申請をする者の使用に係る電子計算機により入力し、又は当該添付書類等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体を県の機関に提出しなければならない。ただし、添付書類等及び電磁的記録のうち県の機関があらかじめ指定したものについては、当該添付書類等又は電磁的記録に係る記録媒体を県の機関に提出しなければならない。

4 電子申請をする者は、県の機関が、前項の規定により入力された事項が添付書類等に記載されている事項と相違ないことを確認するため必要があると認めて指示したときは、当該添付書類等を県の機関に提出しなければならない。

5 電子申請をする者は、第二項及び第三項の規定により入力した情報に電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書で次の各号のいずれかに該当するものを添付して県の機関の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。ただし、県の機関が指定する申請等については、電子署名を行うことを要しない。

一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

- 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（県の機関の使用に係る電子計算機により電子署名が電子申請をする者により行われたものであることを確認することができるものに限る。）
- 三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成した電子証明書
- 四 前三号に掲げるもののほか、県の機関の使用に係る電子計算機により電子署名が電子申請をする者により行われたものであることを確認することができる電子証明書
- 六 電子情報処理組織を使用して行われた申請等が県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該申請等を特定するための番号（次項において「到達番号」という。）を県の機関の使用に係る電子計算機から電子申請をする者の使用に係る電子計算機に送信するものとする。
- 七 電子申請をする者は、第三項の規定により添付書類等又は電磁的記録に係る記録媒体を提出するときは、到達番号を明らかにして、これをしなければならない。
- 第四条 読替え後の法第三条第四項の条例で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前条第五項（ただし書を除く。）の規定により電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。
（電子情報処理組織による処分通知等）
- 第五条 読替え後の法第四条第一項の規定により県の機関が電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、読替え後の法第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として行う処分通知等とする。
- 2 読替え後の法第四条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して処分通知等をする県の機関は、書面等により処分通知等をするときに記載すべき事項を県の機関の使用に係る電子計算機により入力し、処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる状態であること、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該入力した情報には、電子署名を行い、かつ、当該電子署名に係る電子証明書を添付しなければならない。
- 3 処分通知等を受ける者は、処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつたときは、遅滞なくこれを行わなければならない。
- 4 県の機関は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつたと

きから二十四時間以内にこれを行わないときその他特に必要があると認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

第六条 読替え後の法第四条第四項の条例で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(技術的基準)

第七条 電子申請をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機について必要な技術的基準は、知事が定める。

2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 読替え後の法第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて行う縦覧等は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 書面等に係る電磁的記録をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置く方法
- 二 書面等に係る電磁的記録に記録されている事項を県の事務所(主たる事務所以外の事務所を含む。)に備え置かれた電子計算機の映像面に表示する方法
- 三 書面等に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等を行う方法

附則

この条例は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第四号

例 特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条の三の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号。以下「読替え後の法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二条 読替え後の法第三条第一項の条例で定める保存は、特定非営利活動促進法第十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項並びに特定非営利活動促進法第二十八条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づく保存とする。

第三条 読替え後の法第三条第一項の規定により書面の保存に代えて行う保存は、次のいずれかの方法によらなければならない。

一 書面により保存を行うときに当該書面に記載すべきこととされている事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録した電磁的記録を保存する方法

二 書面をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を保存する方法

2 民間事業者等は、読替え後の法第三条第一項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電磁的記録に記録された事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面に直ちに、整然と、かつ明りように表示することができるための措置

二 電磁的記録に記録された事項を整然と、かつ明りように記載した書面を直ちに作成することができるための措置

(電磁的記録による作成)

第四条 読替え後の法第四条第一項の条例で定める作成は、特定非営利活動促進法第十四条において準用する民法第五十一条第一項並びに特定非営利活動促進法第二十八条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づく作成とする。

第五条 読替え後の法第四条第一項の規定により書面の作成に代えて行う作成は、当該書面に記載すべきこととされている事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録する方法によらなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 読替え後の法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、特定非営利活動促進法第二十八条第二項の規定に基づく縦覧等とする。

第七条 読替え後の法第五条第一項の規定により書面の縦覧等に代えて行う縦覧等は、当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項を民間事業者等の事務所に備え置かれた電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う方法によらなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県農林総合技術センター条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五号

山口県農林総合技術センター条例

(設置)

第一条 農業並びに森林及び林業に関する試験研究、技術指導等を行い、もって農業及び林業の振興を図るため、農林総合技術センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 農林総合技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県農林総合技術センター	山 口 市

(業務)

第三条 山口県農林総合技術センター（以下「農林総合技術センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

一 農業並びに森林及び林業に関する試験研究に関すること。

二 農業並びに森林及び林業に関する技術指導及び経営指導（農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第一項第二号に規定する普及指導活動を含む。）並びに研修（農業改良助長法第八条第一項に規定する普及指導員の研修を含む。）に関すること。

三 農業並びに森林及び林業に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。

四 依頼を受けて行う農業に関する試験、分析及び検定に関すること。

五 種苗の生産及び配布に関すること。

六 農作物の品種の展示及び栽培技術の実証に関すること。

七 乳用牛及び肉用牛（以下「乳用牛等」という。）の育成管理に関すること。

八 家畜人工授精用精液、種畜及び種卵の配布に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、農業及び林業の振興を図るために必要な業務に関すること。

（職員）

第四条 農林総合技術センターに、所長その他必要な職員を置く。

（使用の許可）

第五条 農林総合技術センターの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 農業者研修教育施設

二 森林・林業研修施設

三 乳用牛等の育成管理施設

（許可の取消し等）

第六条 知事は、前条の許可を受けた者又は農林総合技術センターの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者（以下「使用者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 知事の指示に従わないとき。

(使用料及び手数料)

第七条 使用者又は農林総合技術センターに試験、分析、検定等を依頼しようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、使用料又は手数料を納入しなければならない。

(弁償)

第八条 使用者は、農林総合技術センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、農林総合技術センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(山口県農業試験場条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山口県農業試験場条例(昭和三十九年山口県条例第三十七号)

二 山口県林業指導センター条例(昭和三十七年山口県条例第一号)

三 山口県畜産試験場条例(昭和三十七年山口県条例第一号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項第三号の規定による廃止前の山口県畜産試験場条例第五条の規定によりされている許可は、第五条の許可とみなす。

(一般職の職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の特務勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中、「山口県畜産試験場」を、「山口県農林総合技術センター」に改める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 山口県吏員恩給条例(昭和八年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県吏員トハ」の下に「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)ニ依ル改正前ノ」を加える。

(知事の退隠料等に関する条例の一部改正)

第二条 知事の退隠料等に関する条例(昭和二十二年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 知事及び副知事

第二条第一項に次の一号を加える。

十 地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十

八条第一項の出納長

(山口県統計調査条例の一部改正)

第三条 山口県統計調査条例(昭和二十五年山口県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「吏員又は調査員は」を「職員又は調査員は、」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第四条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県吏員」を「県職員」に改める。

(山口県建築審査会条例の一部改正)

第五条 山口県建築審査会条例（昭和二十五年山口県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第八条第二項中「県吏員」を「県の職員」に改める。

（副出納長設置条例の廃止）

第六条 副出納長設置条例（昭和二十八年山口県条例第二十六号）は、廃止する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

第七条 附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県特別職報酬等審議会の項中、「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

第八条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第九条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表中		を「	
副	知事	副	知事
出納長	一、〇四〇、〇〇〇円	副	知事
	八九〇、〇〇〇円		一、〇四〇、〇〇〇円
		に改める。	

（恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第十条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号を次のように改める。

一 知事及び副知事

第一条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項の吏員（以下この項及び次項において「吏員」という。）

第一条第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法第六十八条第一項の出納長（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第十一条 知事等の退職手当に関する条例（昭和三十二年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（山口県監査委員条例の一部改正）

第十二条 山口県監査委員条例（昭和三十九年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条の表知事の項中「行なう」を「行う」に改め、同表出納長の項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

（山口県少年消防クラブ会館条例及び山口県消費生活センター条例の一部改正）

第十三条 次に掲げる条例の規定中、「吏員その他の」を「その他必要な」に改める。

一 山口県少年消防クラブ会館条例（昭和四十四年山口県条例第一号）第四条

二 山口県消費生活センター条例（昭和四十五年山口県条例第一号）第四条

（山口県副知事定数条例の一部改正）

第十四条 山口県副知事定数条例（平成十年山口県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

「第六十一条第三項の規定により、副知事の定数を」を「第六十一条第二項の副知事の定数は、」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四の改正規定の施行の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第四項中「盲学校、聾学校、養護学校若しくは」を削る。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

一 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第十八条の五第三項

二 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)第三十八条の二第一項

三 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)第二条第一号

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第三条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表二の項の備考1及び別表第一の9の表六の項の備考1中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改め、別表第一の9の表七の項の備考2中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、別表第一の10の表一の項の備考中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第四条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第八号八中「、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は小学校」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。
 十五の二 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条の盲学校、聾学校又は養護学校の職員で次に掲げるもの

イ 校長、教諭及び養護教諭

ロ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

第一条第五項第二十一号中「八まで」の下に「及び同項第十五号の二イ」を加え、同項第二十二号中「及び同法同条」を「並びに同条」に、「、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園」を「若しくは幼稚園又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条の盲学校、聾学校若しくは養護学校」に改める。

（山口県青少年健全育成条例の一部改正）

第五条 山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに」を「特別支援学校及び」に改める。

（山口県立高等学校等条例の一部改正）

第六条 山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校」を「及び山口県立特別支援学校」に改める。

（山口県体育施設条例等の一部改正）

第七条 次に掲げる条例の規定中「、盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

一 山口県体育施設条例（昭和四十年山口県条例第十二号）別表の備考三

二 山口県青年の家条例（昭和四十四年山口県条例第二号）別表の備考三

三 山口県少年自然の家条例（昭和四十七年山口県条例第五十三号）別表の備考二

四 山口県二十一世紀の森施設条例（昭和五十八年山口県条例第三号）別表三の項の備考一

五 山口県立自然観察公園条例（平成十三年山口県条例第五号）別表一の項の備考二

（山口県国際総合センター条例及び山口県フラワーランド条例の一部改正）

第八条 次に掲げる条例の規定中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

- 一 山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号)別表第三の一の項の備考一
- 二 山口県フラワーランド条例(平成十七年山口県条例第五十号)別表第二の備考一

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八号

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例(昭和三十一年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総合政策局」を「総務部
総務部」を「総合政策部」に改める。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一 総務部

- (一) 職員の進退及び身分に関する事項
- (二) 県の行政一般に関する事項
- (三) 公有財産及び税に関する事項
- (四) 条例の立案、防災その他部の主管に属しない事項

二 総合政策部

- (一) 県の総合的な政策の企画及び調整に関する事項
- (二) 県の予算その他の財務に関する事項
- (三) 議会に関する事項

- (四) 広報及び広聴に関する事項
- (五) 統計に関する事項

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第九号

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

感染症診査協議会条例（平成十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（第二十四条第五項）を」。以下「法」という。（第二十四条第六項）に改める。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（部会）

第七条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条中「名称には、」を「名称及び」に、「の名称を冠するもの」を

「は、別表のとおり」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(設置)

第二条 法第二十四条第二項の規定により、次の各号に掲げる二以上の保健所について一の協議会を当該各号に定める保健所に置く。

一 山口県柳井環境保健所及び山口県周南環境保健所 山口県周南環境保健所

二 山口県防府環境保健所、山口県山口環境保健所、山口県宇部環境保健所、山口県長門環境保健所及び山口県萩環境保健所 山口県山口環境保健所

附則の次に次の別表を加える。

別表(第三条関係)

名	称	保	健	所
山口県岩国環境保健所感染症診査協議会		山口県岩国環境保健所		
山口県柳井環境・周南環境保健所感染症診査協議会		山口県周南環境保健所		
山口県防府環境・山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症診査協議会		山口県山口環境保健所		

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号を削り、同表第一号の二中「宇部市」の下に「萩市」を加え、「及び秋芳町」を「秋芳町及び阿武町」に改め、同号を同表第一号とし、同号の次に次のように加える。

<p>一の二 山口県統計調査条例(昭和二十五年山口県条例第三十四号)第三条第一項の規定による申告の命令をすること(山口県人口移動統計調査に係るものに限る。)</p>	各市町
--	-----

別表第一号の三に次のように加える。

- 八 法第二百六十条第一項の規定による届出を受理すること。
- 二 法第二百六十条第二項の規定による告示をすること。

別表第一号の三中「下関市、萩市及び美祢市」を「各市町」に改め、同表中第一号の四を削り、第一号の五を第一号の四とし、同表第三号イ中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号口中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号八中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同表第五号の次に次のように加える。

<p>五の二 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)以下この号において「法」という。(並 びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第十条第二項の規定による停止をすること。 ロ 法第十一条第一項の規定による届出を受理すること。 ハ 法第十一条第二項の規定による届出を受理すること。 ニ 法第十一条の二の検査をすること。 ホ 法第十一条の三第二項の規定による届出を受理すること。 ヘ 法第十三条第一項の規定による立入検査をすること。 ト 法第十四条第一項の規定による命令をすること。</p>	萩市
---	----

<p>チ 法第十四条第二項の規定による命令をすること。</p>	
<p>五の三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第十条第一項の許可をすること。 ロ 法第十条第二項の規定による許可をすること。 ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査又は報告の徴収をすること。 ニ 法第十九条の規定による命令又は許可の取消しをすること。 ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>萩市</p>
<p>五の四 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号。以下この号において「法」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第二条第一項の許可をすること。 ロ 法第二条第二項ただし書の規定による通知をすること。 ハ 法第二条の二第二項の規定による届出を受理すること。 ニ 法第五条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。 ホ 法第六条の規定による許可の取消し又は命令をすること。 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>萩市</p>
<p>五の五 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下この号において「法」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第三条第一項の許可をすること。 ロ 法第三条第四項（法第三条の二第二項及び法第三条の三第三項において準用する場合を含む）</p>	<p>萩市</p>

<p>五の七 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号。以下この号において「法」とい</p>	<p>む。）の規定による意見の聴取をすること。 八 法第三条第五項（法第三条の二第二項及び法第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。 二 法第三条の二第一項の承認をすること。 ホ 法第三条の三第一項の承認をすること。 ヘ 法第七条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。 ト 法第七条の二の規定による命令をすること。 チ 法第八条の規定による許可の取消し又は命令をすること。 リ 法第八条の二の規定による意見の聴取をすること。 又 イからリまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの 五の六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百二十九号。以下この号において「法」といふ。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第二条第一項の許可をすること。 ロ 法第二条第二項ただし書の規定による通知をすること。 ハ 法第二条第四項の規定による条件の付加をすること。 ニ 法第二条の二第二項の規定による届出を受理すること。 ホ 法第四条ただし書の許可をすること。 ヘ 法第六条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。 ト 法第七条第一項の規定による許可の取消し又は命令をすること。 チ イからトまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>萩市</p>
<p>萩市</p>	<p>萩市</p>	<p>萩市</p>

<p>う。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九条第一項の許可をすること。</p> <p>ロ 法第九条第四項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第九条第五項において準用する法第六条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>ニ 法第九条第五項において準用する法第六条の二の規定による命令をすること。</p> <p>ホ 法第九条第五項において準用する法第七条の規定による許可の取消し又は命令をすること。</p> <p>ヘ イからホまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	
<p>五の八 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下この号において「法」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第五条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第五条第三項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第五条の二の検査をすること。</p> <p>ホ 法第五条の三第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ヘ 法第九条の規定による停止をすること。</p> <p>ト 法第十条第一項の規定による立入検査をすること。</p> <p>チ 法第十条の二の規定による命令をすること。</p> <p>リ 法第十一条の規定による命令をすること。</p> <p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>萩市</p>

五の九 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号。以下この号において「法」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

萩市

イ 法第十条第二項の規定による停止をすること。

ロ 法第十一条第一項の規定による届出を受理すること。

ハ 法第十一条第二項の規定による届出を受理すること。

ニ 法第十二条の検査をすること。

ホ 法第十二条の二第二項の規定による届出を受理すること。

ヘ 法第十四条第一項の規定による立入検査をすること。

ト 法第十五条第一項の規定による命令をすること。

チ 法第十五条第二項の規定による命令をすること。

別表第六号の次に次のように加える。

六の二 水道法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

萩市

イ 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による届出を受理すること。

ロ 法第三十六条第三項の規定による指示をすること。

ハ 法第三十七条の規定による命令をすること（法第三条第七項に規定する簡易専用水道の設置者に係るものに限る。）。

ニ 法第三十九条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

別表第七号の二才を削り、同号ク中「オ」を「ノ」に改め、同号中クをオとし、同表第十一号の次に次のように加える。

十一の二 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。）に基

萩市

づく事務のうち次に掲げるもの

- イ 法第五条第一項の規定による届出を受理すること。
- ロ 法第五条第二項の勧告をすること。
- ハ 法第五条第四項ただし書の通知（特定行政庁の権限に係るものを除く。）をすること。
- ニ 法第七条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けすること。
- ホ 法第七条の二第一項の指導及び助言をすること。
- ヘ 法第七条の二第二項の勧告をすること。
- ト 法第七条の二第三項の規定による命令をすること。
- チ 法第十条の二第一項の報告書を受理すること。
- リ 法第十条の二第二項の報告書を受理すること。
- 又 法第十条の二第三項の報告書を受理すること。
- ル 法第十一条の二の規定による届出を受理すること。
- ヲ 法第十二条第一項の助言、指導又は勧告をすること。
- ワ 法第十二条第二項の規定による命令をすること。
- カ 法第十二条の二第一項の指導及び助言をすること。
- ヨ 法第十二条の二第二項の勧告をすること。
- タ 法第十二条の二第三項の規定による命令をすること。
- レ 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収をすること。
- ソ 法第五十三条第二項の規定による立入検査をすること。

別表第二十六号の二中「山口市」を「宇部市、山口市、萩市」に、「及び平生町」を「平生町及び秋芳町」に改め、同表第二十九号の次に

次のように加える。

- 二十九の二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - イ 法第五十二条の二第一項の許可をすること。
 - ロ 法第五十二条の二第二項において準用する法第四十二条第一項の協議をすること。

山口市

別表第三十号中「昭和四十三年法律第百号。」を削り、同表中第三十号の二を第三十号の三とし、第三十号の次に次のように加える。

- 三十の二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - イ 法第七条の四第一項の許可をすること。
 - ロ 法第七条の五第一項の規定による命令をすること。
 - ハ 法第七条の五第二項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。
 - ニ 法第六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の許可をすること。
 - ホ 法第六十一条第一項の許可をすること。
 - ヘ 法第六十六条第一項の許可をすること。
 - ト 法第六十六条第二項の規定による意見の聴取をすること。
 - チ 法第六十六条第三項の規定による条件の付加をすること。
 - リ 法第六十六条第四項の規定による命令をすること。
 - ヌ 法第六十六条第五項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。
 - ル 法第六十六条第七項の承認をすること。
 - ヲ 法第六十六条第八項の規定による意見の聴取をすること。

山口市

別表第三十二号中ホ及びへを削り、二の次に次のように加える。

ホ 法第十二条第一項の許可をすること。

ヘ 法第十二条第二項の規定による届出を受理すること。

別表第三十三号トからレまでを次のように改める。

ト 法第十三条第一項の検査をすること。

チ 法第十三条第二項の規定による認定及び交付をすること。

リ 法第十四条第一項の規定による許可の取消しをすること。

又 法第十四条第二項の規定による命令をすること。

ル 法第十四条第三項の規定による使用の禁止若しくは制限又は命令をすること。

ヲ 法第十四条第四項の規定による命令をすること。

ワ 法第十四条第五項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。

カ 法第十五条各項の規定による届出を受理すること。

コ 法第十六条第二項の規定による勧告をすること。

ク 法第十七条第一項又は第二項の規定による命令をすること。

ケ 法第十八条第一項の規定による命令又は委任及び立入検査をすること。

別表第三十三号に次のように加える。

ソ 法第十九条の規定による報告の徴収をすること。

ツ イからソまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第三十四号の五中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同号の次に次のように加える。

三十四の六 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下この

山口市

号において「法」という。）に基づき事務のうち次に掲げるもの

イ 法第二条第一項の認定をすること。

ロ 法第四条（法第五条第二項及び法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定

<p>による通知をすること。</p> <p>八 法第五条第一項の認定をすること。</p> <p>二 法第八条の規定による報告の徴収をすること。</p> <p>ホ 法第九条の承認をすること。</p> <p>へ 法第十条の規定による命令をすること。</p> <p>ト 法第十一条第一項の規定による認定の取消しをすること。</p>	
<p>三十四の七 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十条第一項の認定をすること。</p> <p>ロ 法第三十二条（法第三十二条第二項及び法第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をすること。</p> <p>ハ 法第三十三条第一項の認定をすること。</p> <p>二 法第三十六条第一項の承認をすること。</p> <p>ホ 法第三十七条の規定による報告の徴収をすること。</p> <p>へ 法第三十八条の承認をすること。</p> <p>ト 法第三十九条の規定による命令をすること。</p> <p>チ 法第四十条第一項の規定による認定の取消しをすること。</p>	<p>山口市</p>
<p>三十四の八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九十二条第一項（法第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。</p>	<p>山口市</p>

- 口 法第九十二条第二項の規定による指示又は命令をすること。
- 八 法第九十三条第二項の規定による指示をすること。
- 二 法第九十六条第一項の規定による届出を受理すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第三十三号の改正規定（同号二の次にホ及びヘを加える部分を除く。） 公布の日
 - 二 別表第三号の改正規定 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百四号）の施行の日（経過措置）
- 2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の前日に知事又は教育委員会がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

山口県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十一号

山口県職員定数条例の一部を改正する条例

山口県職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、六〇〇人」を「四、五〇〇人」に改め、同条第二号口中「六八五人」を「七〇〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第十二号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条第一号中「二、四七七人」を「二、四三〇人」に、「六〇六人」を「五九四人」に、「三、〇八三人」を「三、〇二四人」に改め、同条第三号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「一、〇七三人」を「一、〇八四人」に、「一、二二七人」を「一、二二八人」に改め、同条第四号中「三、二九三人」を「三、二六四人」に、「三、二二一人」を「二二七人」に、「三、五二四人」を「三、四八一人」に改め、同条第五号中「五、三〇四人」を「五、三〇一人」に、「四八五人」を「四七八人」に、「五、七八九人」を「五、七七九人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第十三号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二三四人」を「二三五人」に、「八七九人」を「八八一人」に、「九〇九人」を「九一一人」に、「九三八人」を「九三九人」に、「三、五七五人」を「三、五八一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第十四号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中、「出納長」を削り、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第三条の見出し中、「学校職員」を削り、同条第一項中「又は学校職員給与条例第十条の二第一項」を削り、「又は学校職員（給料月額百分の二十以上の割合による管理職手当を支給される職員又は学校職員）」を「職員給与条例第十六条の五第二項に規定する特別管理職員」に改め、「又は学校職員給与条例第十条の二第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項中「（別に山口県公営企業管理者が定めるところにより給料月額百分の二十以上の割合による管理職手当を支給される企業職員に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第十五号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。
第十八条の六第二項中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の六」を「百分の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例第十八条の六第二項の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては同項中「百分の五」とあるのは「百分の九」と、「百分の三」とあるのは「百分の五」とし、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては同項中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の三」とあるのは「百分の四」とする。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十六号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十五条の規定による結核患者の家庭訪問指導又は同法第三十二条第一項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十五条第一項」に改め、「限る。」の下に「又は同法第五十三条の十四の規定による結核患者の家庭訪問指導」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十七号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中心市街地活性化基本計画」を「認定中心市街地活性化基本計画」に、「商業等」を「中心市街地」に改める。

第二条第五号を次のように改める。

五 認定中心市街地活性化基本計画 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十二条第一項に規定する認定基本計画をいう。

第六条第二号中「中心市街地活性化基本計画(」を「認定中心市街地活性化基本計画(」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第六条第六項」を「中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項」に、「当該中心市街地活性化基本計画」を「当該認定中心市街地活性化基本計画」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第三十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十八号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
 第二条第三項の表火薬類製造保安責任者試験等手数料の項中、「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める。
 別表第一の4の表十五の四の項の次に次のように加える。

十五の五 の犬又はねこの引取りに 関する事務	犬ねこ引取り 手数料	一頭又は一匹につき （生後九十日以内の犬又はねこに係るものにあつては、 二百円 四百円）
	備考 所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合において、手数料を徴収しないものとする。	

別表第一の5の表三の項中、「十万八千円」を「十二万円」に、「九万六千円」を「十万八千円」に改め、同表四の項中、「九万六千円」を「十万八千円」に、「四万八千円」を「五万四千円」に改め、別表第一の6の表一の項機器使用料に関する部分中

データロガー	一日につき	五百二十円	を
標準温度計	一日につき	五百二十円	に、
レーザー回折式粒度分布測定装置	一時間につき	三百五十円	を
レーザー回折式粒度分布測定装置	一時間につき	三百五十円	に、
ガス吸着量測定装置	一時間につき	四百八十円	
全有機体炭素分析装置	一時間につき	五百五十円	を

<p>(2) 窯業原料製品に係るもの(ナ イ けい素、り ん及びマンガ ン</p>	<p>定 量 分 析</p>	<p>定 量 分 析</p>	<p>非接触二次元測定機 レーザー血流量計</p>	<p>非接触二次元測定機</p>	<p>血流画像装置</p>	<p>モーシヨンキャブ チャ―</p>	<p>モーシヨンキャブ チャ―</p>	<p>静電カラープリン ター</p>	<p>紙積層式二次元造形 機</p>
<p>一成分につき 五千八百二十円</p>	<p>一成分につき</p>	<p>一時間につき 一時間につき</p>	<p>一時間につき 一時間につき</p>	<p>一時間につき</p>	<p>一時間につき 一時間につき</p>	<p>一時間につき</p>	<p>一時間につき</p>	<p>一枚につき</p>	<p>一時間につき</p>
<p>三千百三十円</p>	<p>二千九百四十円</p>	<p>七百三十円 三百七十円</p>	<p>七百三十円</p>	<p>七百三十円</p>	<p>四千三百円 三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>三千七百円</p>	<p>五百三十円</p>	<p>三千百三十円</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改め、同項理化学試験手数料に関する部分の(一)中</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を削り、</p>	<p>及び</p>

(二) 機器試験	超高温熱膨張測定装置を使用するもの	一試料につき	四千二百二十円	を削り、同部分の(二)を次のように改める。
	高温顕微鏡を使用するもの	一試料一箇所(二組三枚)につき	九千三百五十円	を削り、同項機器分析試験手数料に関する部分の(一)中
	投影機を使用するもの	一試料につき	二千二百円	及び
	衝撃試験片の研磨加工	一試料につき	三百六十円	を削り、同部分の(三)中
	衝撃試験片のノッチ加工	一試料につき	千円	及び
	引張試験片の加工	一試料につき	千六十円	及び
	(4) その他のもの	一成分につき	二千九百四十円	に改め、同部分の(二)中

(3) 溶出した液体に係るもの(クロム、カドミウム及び鉛に制限)。
 (4) トリウム、マグネシウム、アルミナ、シリカ、五酸化りん、硫酸、カルシウム、黄酸化鉄、及び酸化鉄に制限。

表面積測定装置を使用するもの キヤス腐蝕試験機を使用するもの	一試験につき	九千二百二十円
(1) 塩水噴霧試験 (2) キヤス試験	各試験一試験につき 一試験につき	五千四百五十円 (一サイクル増すごとに千二百五十円、一試験増すごとに二百四十円を加算した額)

別表第一の6の表一の項機械金属加工手数料に関する部分を削り、同項窯業原料製品試験手数料に関する部分中

すりへり試験 一試験につき 五千二百六十円 を

微粒分量試験 一試験につき 四千五百二十円 に改め、別表第一の7の表二の項を削り、同表一の項

授業料に関する部分中

養成課程

一年につき

二万九千三百五十円 を

園芸学科	一年につき	二万九千三百五十円
畜産学科	一年につき	二万九千三百五十円

に改め、同項受講料に関する部分を削り、同項の備考

中2を削り、3を2とし、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

農林総合技術センター	農林総合技術センター 使用料		
	農業者研修教育施設	一日一人につき	五百円の範囲内で知事が定める額
	森林・林業研修施設	一日一人につき	五百円の範囲内で知事が定める額
	乳用牛等育成管理施設	一日一頭につき	八百十円の範囲内で知事が定める額

備 考
<p>十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが農業者研修教育施設又は森林・林業研修施設を使用する場合には、使用料を徴収しないものとする。</p>

別表第一の七の表三の項を次のように改める。

三 削 除

別表第一の七の表九の項を次のように改める。

九 削 除

別表第一の八の表二十二の項の備考中3を6とし、2の次に次のように加える。

3 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第二号イに規定するプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算一件ごとに、その構造計算に係る建築物又は建築物の部分の床面積の合計についての次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

- 一 千平方メートル以下のとき 十三万三千円
- 二 千平方メートルを超え二千平方メートル以下のとき 十六万四千円
- 三 二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のとき 十八万円
- 四 一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のとき 二十二万六千円
- 五 五万平方メートルを超えるとき 三十八万円

4 建築基準法第二十条第二号イに規定する方法により構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算一件ごとに、その構造計算に係る建築物又は建築物の部分の床面積の合計についての次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額

に加算した金額とする。

- 一 千平方メートル以下のとき 十八万七千円
- 二 千平方メートルを超え二千平方メートル以下のとき 二十四万九千円
- 三 二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のとき 二十八万六千円
- 四 一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のとき 三十七万八千円
- 五 五万平方メートルを超えるとき 六十九万三千円

5 3又は4の場合において、構造計算適合性判定を経て確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更するときの床面積の合計は、変更前の建築物（当該構造計算適合性判定に係る構造計算が行われた部分に限る。）の床面積を超えない部分の床面積の二分の一及び床面積の増加する部分の床面積について算定する。

別表第一の8の表二十三の項中、「昭和二十五年法律第二百一十号」を削り、同項の備考2及び同表二十四の項の備考中「3」を「6」に改め、別表第一の9の表一の項中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に、「十二万円」を「十二万三千六百円」に改め、同表一の三の項中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に改め、別表第一の10の表二の項の次に次のように加える。

二の	探偵業の届出があつたことを証する書面の交付に関する事務	書面交付手数料	探偵業の営業の届出があつたことを証する書面の交付	探偵業の営業の変更の届出があつたことを証する書面の交付	探偵業の営業等の届出があつたことを証する書面の再交付	一件につき	一件につき	二千六百円
						一件につき		千五百円
						一件につき		千円

別表第二の五の項運転免許試験手数料に関する部分中「特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下この項において同じ。）又は第二種運転免許（大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。）を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、

<p>(3) その他の場合</p>	<p>(3) その他の場合</p>	<p>(2) 第九十七條の二第 一項第三号に規 定する項を受け る場合</p>	<p>(1) 第九十七條の二第 一項第一号又は 第二号に該当し て同項の規定の 適用を受ける場 合</p>	<p>(2) その他の場合</p>	<p>(1) 第九十七條の二第 一項の規定の適 用を受ける場合</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>(公安委員会が提供する 自動車を使用する 場合)は、三千四 百円</p> <p>(公安委員会が提供する 自動車を使用する 場合)は、二千四 百円</p> <p>(公安委員会が提供する 自動車を使用する 場合)は、二千四 百円</p>	<p>(公安委員会が提供する 自動車を使用する 場合)は、八千六 百五十円</p> <p>(公安委員会が提供する 自動車を使用する 場合)は、四千九 百五十円</p>	<p>二千円</p>	<p>千八百五十円</p>	<p>(公安委員会が提供する 自動車を使用する 場合)は、四千四 百円</p> <p>(公安委員会が提供する 自動車を使用する 場合)は、三千三 百円</p>	<p>二千五十円</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>

	<p>(1) 道路 九十七 条の二 項の規 定に基 づいて 受ける 場合</p>	<p>第二種免許又は普通自動車第二種免許に、</p>		<p>(1) 道路 九十七 条の二 項の規 定に基 づいて 受ける 場合</p>	<p>(2) その 他の場 合</p>	<p>(3) その 他の場 合</p>
<p>(1) 道 路交 通法 第</p>	<p>一 件に つき</p>	<p>(1) 道 路交 通法 第 九十七 条の二 項の規 定に基 づいて 受ける 場合</p>		<p>一 件に つき</p>	<p>一 件に つき</p>	<p>一 件に つき</p>
	<p>二 千 円</p>			<p>二 千 九 百 五 十 円 （公安 委員 会が 提供 する 自動 車に あつ ては、 四千 六 百 円）</p>	<p>二 千 円</p>	<p>自 動 車 を 使 用 し て 受 け る 場 合 に あ つ て は、 三 千 四 百 円</p>
<p>に、 「四 千 四 百 五 十 円」 を、「 四 千 五 百 円」 に、「 六 千</p>		<p>一 件 に つき</p>			<p>に、 「又 は普 通自 動車 第二 種免 許」 を、「 中 型自 動車</p>	

六百五十円」を「七千七百円」に、

九十七條の二第
一項第二号に該
当して同項の規
定の適用を受け
る場合

一件につき

二千五百円
を

(1) 道路交通法第
九十七條の二第
一項第二号に該
当して同項の規
定の適用を受け
る場合

一件につき

二千元

に、「千七百円」を「千六百五十円」に、

(3) その他の場合

一件につき

(公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、三千三百
円)

を

(3) その他の場合

一件につき

(公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、四千七
百五十円)

に、「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同項運

転免許技能検査手数料に関する部分中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」を「七千六百五十円」に改め、同項運転免許限定解除審査手数料に関する部分中「二千八百円」を「三千三百五十円」に改め、同項技能検定員資格者証交付等手数料に関する部分中

特定第一種運転免許
に係る技能検定員審
査

一件につき

一万四千七百五十円

を

大型自動車免許又は
中型自動車免許に係
る技能検定員審査

一件につき

二万四千七百円

に、

大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

一件につき

二万二千五百円

を

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

一件につき

一万四千円

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

一件につき

二万二千四百五十円

に改め、同部分の備考1中「特定第一種運転免許」を

「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「千五百円」を、「三千七百五十円」に、「三百五十円」を、「三百円」に改め、同備考1の一中「千四百五十円」を、「四千五百円」に改め、同備考1の二中「二千四百五十円」を、「七千五百円」に改め、同備考1の三及び四中「二千二百円」を、「二千五百円」に改め、同備考1の五中「二千二百円」を、「二千二百円」に改め、同備考1の六中「二千五百円」を、「二千二百円」に改め、同備考3中「大型自動車第二種免許」の下に、「中型自動車第二種免許」を加え、「二千五百円」を、「三千二百五十円」に改め、同備考3の一中「四千七百五十円」を、「四千六百円」に改め、同備考3の二中「八千二百五十円」を、「七千九百五十円」に改め、同備考3の三中「三千三百円」を、「三千二百円」に改め、同備考3の四中「二千八百五十円」を、「二千七百五十円」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の手料の金額は、次に掲げる審査細目の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。この場合において、その者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を前記の手数料の金額から減ずるものとする。

- 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 千三百五十円
- 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 二千二百五十円
- 三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項 二千五百五十円

- 四 自動車教習所に関する法令についての知識 二千五百円
 - 五 技能検定の実施に関する知識 二千五百円
 - 六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 二千円
- 別表第二の五の項教習指導員資格者証交付等手数料に関する部分中

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一件につき	九千八百五十円	を
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一件につき	一万五千六百五十円	に、
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査	一件につき	一万二千五百五十円	を
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一件につき	九千五百円	に改め、同部分の備考1中「特定第一種運転免許」を
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査	一件につき	一万三千三百円	に改め、同備考1の二中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同備考1の四及び五中「千三百円」を「千四百五十円」に改め、同備考1の六中「千二百円」を「千四百円」に改め、同備考3中「大型自動車第二種免許」の下に「、中型自動車第二種免許」を加え、「二千円」を「二千九百五十円」に改め、同備考3の二中「四千九百円」を「四千八百円」に改め、同備考3の二中「二千五十円」を「二千円」に改め、同備考3の三中「二千八百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の

次に次のように加える。

3 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が次に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の手料の金額は、次に掲げる審査細目の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手料の金額から減じた金額とする。この場合において、その者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を前記の手料の金額から減ずるものとする。

- 一 教習指導員として必要な自動車の運転技能 千三百五十円
- 二 技能教習に必要な教習の技能 千三百円
- 三 学科教習に必要な教習の技能 千二百五十円
- 四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識 千二百五十円
- 五 自動車教習所に関する法令についての知識 千二百五十円
- 六 教習指導員として必要な教育についての知識 千五百円

別表第一の五の項運転免許等講習手数料に関する部分中

道路交通法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	一人二時間につき	二千四百五十円
道路交通法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	一人二時間につき	四千二百円
道路交通法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	一人二時間につき	四千七百円
(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの	一人二時間につき	二千四百五十円
(2) 普通自動車免許	一人二時間につき	二千四百五十円

を

許に係るもの
道路交通法第百八条
の二第一項第五号に
掲げる講習

(1) 大型自動二輪
の車免許に係るも

(2) 普通自動二輪
の車免許に係るも

一人二時間につき

四千二百円

一人二時間につき

四千円

千二百円

を

三千五百円

に、

「千三百五十円」を「千二百円」に改め、

道路交通法第百八条
の二第一項第八号の
二に掲げる講習

一人二時間につき

三千四百円

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項の改正規定 公布の日

二 別表第一の10の表の改正規定 平成十九年六月一日

三 別表第二の改正規定及び附則第五項の規定 平成十九年六月二日

四 別表第一の4の表の改正規定 平成十九年十月一日

五 別表第一の5の表及び9の表の改正規定並びに附則第二項から第四項までの規定 平成二十年四月一日

六 別表第一の8の表の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)第

一条の規定の施行の日

(経過措置)

- 2 平成二十年三月三十一日に山口県立衛生看護学院又は山口県立萩看護学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の山口県使用料手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一の5の表三の項及び四の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成二十年三月三十一日に山口県立高等学校の全日制課程若しくは専攻科又は山口県立中等教育学校に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第一の9の表一の項及び一の三の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成二十年四月一日以後に山口県立高等学校の全日制課程若しくは専攻科又は山口県立中等教育学校に転入学、転籍、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第一の9の表一の項及び一の三の項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額とする。
- 5 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対する改正後の条例別表第二の五の項の規定の適用については、同項運転免許試験手数料に関する部分中「普通自動車免許に係る再試験」とあるのは、「中型自動車免許又は普通自動車免許に係る再試験」と、同項運転免許等講習手数料に関する部分中「普通自動車免許に係るもの」とあるのは、「中型自動車免許又は普通自動車の免許に係るもの」とする。

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十九号

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山口県道路占用料徴収条例（昭和二十九年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
別表中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に、

	階数が一のもの		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
--	---------	--	----------------	----------------

令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場 令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場 令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場					令第7条第8号に掲げる施設及び自動車修理所 令第7条第8号に掲げる施設及び自動車修理所 令第7条第8号に掲げる施設及び自動車修理所				令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場 令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場 令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場				
その他のもの	建築物				その他のもの	上空、トンネル、高架の道路又は上り下り専用道路（高架構造のものに限る。）の路面に設けるもの				その他のもの	建築物		
	階数が四以上のもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの		階数が四以上のもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの		階数が四以上のもの	階数が三のもの	階数が二のもの
					占用面積一平方メートルにつき一年								
$\frac{A}{6} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{3} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{1} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{9} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{6} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{6} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{6} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{6} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{3} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{1} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{9} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{6} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{3} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{1} \times \frac{1}{8}$ を乗じて得た額

を

令第七条第八号に掲げる器具

占用面積一平方メートルにつき一年

に改め、同表の備考

令第七条第九号及び第十号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が一のもの	額Aに〇・〇一八を乗じて得た額
		階数が二のもの	額Aに〇・〇一八を乗じて得た額
その他のもの	階数が三のもの	額Aに〇・〇一八を乗じて得た額	額Aに〇・〇一八を乗じて得た額
		階数が四以上のもの	額Aに〇・〇一八を乗じて得た額

五中「第七条第八号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所」を「第七条第九号及び第十号に掲げる施設」に改める。
附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例(昭和六十年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「山口県国民健康保険広域化等支援基金、山口県地域環境保全基金、」及び「、山口県中山間地域等直接支払基金、山口県中山間ふさと保全対策基金、山口県森林整備地域活動支援基金及び山口県離島地域漁業等再生支援基金」を削り、同条に次の一項を加える。

2 知事は、山口県発電用施設周辺地域振興基金に属する現金を預け入れた金融機関又は農水産業協同組合に係る保険事故(預金保険法(昭和

四十六年法律第三十四号)第四十九条第二項に規定する保険事故又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。)が発生したときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、山口県発電用施設周辺地域振興基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

別表山口県地域福祉基金の項の次に次のように加える。

山口県障害者 自立支援対策 臨時特例基金	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、その福祉の増進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
----------------------------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県条例第二十一号

山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例

山口県市町振興基金条例(昭和四十三年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

山口県知事 二 井 関 成

この条例は、公布の日から施行する。

山口県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十二号

山口県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

山口県企業立地資金貸付基金条例（昭和五十八年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第五条 知事は、基金に属する現金を預け入れた金融機関又は農水産業協同組合に係る保険事故（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十九条第二項に規定する保険事故又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。）が発生したときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十三号

山口県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山口県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十四号

山口県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例

山口県環境保健研究センター条例(昭和六十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県環境保健センター条例

第一条中「環境保健研究センター」を「環境保健センター」に改める。

第二条中「環境保健研究センターの」を「環境保健センターの」に改め、同条の表中「山口県環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」に改める。

第三条中「山口県環境保健研究センター(以下「環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」に改める。以下「環境保健センター」に改める。

第四条から第六条までの規定中「環境保健研究センター」を「環境保健センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の5の表六の項の備考中「山口県環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」に改める。
(職員の定年等に関する条例の一部改正)

3 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
第三条第三号を次のように改める。
三 山口県環境保健センター

山口県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十五号

山口県立農業大学校条例の一部を改正する条例

山口県立農業大学校条例(昭和五十八年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次代の農業及び農村を担う」を削り、「、農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす」を「その他の農業を担うべき」に、「農業及び農家生活」を「農業経営及び農村生活」に改める。

第三条の見出しを「(学科、修業年限及び入校資格)」に改め、同条中「課程、修業期間及び入校資格は、別表」を「学科及び修業年限は、次」に改め、同条に次の表及び一項を加える。

園	学	修業年限
芸	科	
学	科	
科	科	
二		
年		

畜 産 学 科	二 年
---------	-----

2 大学の入校資格は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者であることとする。

第七条の見出しを「（授業料）」に改め、同条中「又は受講料」を削る。
別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県立農業大学校条例別表に規定する養成課程の本科に在学している者は、改正後の山口県立農業大学校条例第三条第一項に規定する園芸学科又は畜産学科の学生となるものとする。

（その他の経過措置の規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十六号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表維新百年記念公園の項を次のように改める。

第十条中、「又は第三条第一項」を、「又はこの条例第三条第一項若しくは第七条第一項」に改める。

山口きらら博記念公園		多目的ドーム サッカー・ラグビー場 スポーツ広場 ビーチバレー場	一月四日から十二月二十八日までの日	午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで
------------	--	---	-------------------	------------------------------

第二条第一項の表柳井ウェルネスパークの項中

テニスコート

を

テニスコート
多目的広場

に改め、同表に次のように加える。

維新百年記念公園				
陸上競技場（主競技場） ラグビー・サッカー場	陸上競技場（補助競技場）	球技場	テニスコート	スポーツ文化センター 弓道場 野外音楽堂
一月四日から十二月二十八日までの日				
午前八時三十分から午後七時まで	午前八時三十分から午後十時まで	午前六時三十分から午後七時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前九時から午後十時まで

第十四条第一項中「及び山口県立火の山公園」を、「山口県立火の山公園及び山口きらら博記念公園」に改める。
別表第一維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の(一)中

午前六時三十分から午前八時三十分まで	千六百十円
午前八時三十分から正午まで	二千二百五十円
午後一時から午後五時まで	二千五百七十円
午後五時から午後七時まで	千六百十円
午前六時三十分から午後五時まで	六千四百四十円
午前六時三十分から午後七時まで	八千五十円
午前八時三十分から午後五時まで	四千三百七十円
午前八時三十分から午後七時まで	六千四百四十円
延長料一時間につき	九百五十円
午前六時三十分から午前八時三十分まで	一万二千九百十円
午前八時三十分から正午まで	一万八千七十円
午後一時から午後五時まで	二万六千六十円
午後五時から午後七時まで	一万二千九百十円
午前六時三十分から午後五時まで	五万六千六百六十円
午前六時三十分から午後七時まで	六万四千五百八十円
午前八時三十分から午後五時まで	三万八千円
午前八時三十分から午後七時まで	五万六千六百六十円
延長料一時間につき	七千七百四十円

を

別表第一維新百年記念公園の頂スポーツ文化センターに関する部分の(一)中

補助競技場	小学校の児童並びに 中学校及び中等教育 学校の前期課程の生徒 高等学校及び中等教 育学校の後期課程の 生徒並びに高等専門 学校及び大学の学生 その他の者	一人三時間以内 一人三時間以内 一人三時間以内	六十円 百二十円 二百四十円
-------	---	-------------------------------	----------------------

に改め、同部分の(一)に次のように加える。

午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	八千六百八十円 九千九百二十円 六千二百円 九千三百円 一万八千六百円 三千七百二十円
---	--

に改め、同部分の(二)中

主 競 技 場
補 助 競 技 場

を

主 競 技 場

一万四千八百八十円 一万九千五百百円 四万七千二百五十円 三万五千円	七千四百四十円 七千四百四十円 七千八百八十円 七万八千三百二十円	千八百六十円 一万九千五百八十円 一万七千七百二十円 一万二千八十円 千八百六十円 七千四百三十円 五千九百円 四千三百七十円
---	--	--

一万六千四百六十円 六万五千八百六十円 三万八千七百四十円 五万二千三百円	八千二百二十円 八万六千六百九十円 七万八千四百六十円 四万五千五百二十円 八千二百二十円	二千四十円 二万六千四百四十円 一万九千五百九十円 一万三千三百六十円 二千四十円 八千二百十円 六千五百二十円 四千八百三十円
--	---	---

八万二千二百五十円 十四万七千七百六十円 十五万六千六百四十円 一万四千八百八十円	八千七百五十円 一万千八百十円 一万四千八百七十円 三千七百二十円 二万五百六十円 三万五千四百四十円 三万九千百六十円 三千七百二十円	三万五千円 四万七千二百五十円 五万九千五百円 一万四千八百八十円 八万二千二百五十円 十四万七千七百六十円 十五万六千六百四十円 一万四千八百八十円
--	---	--

を

九万五千五十円 十五万六千九百二十円 十七万三千三百九十円 一万六千四百六十円	九千六百八十円 一万三千六十円 一万六千四百六十円 四千百円 二万二千七百六十円 三万九千二百二十円 四万三千三百四十円 四千百円	三万八千七百四十円 五万二千三百円 六万五千八百六十円 一万六千四百六十円 九万五千五十円 十五万六千九百二十円 十七万三千三百九十円 一万六千四百六十円
--	--	--

に改め、同部分の(二)中「千九十円」を「千二百円」に改め、同表片添ケ浜海浜

公園の項中、「一万三千円」を、「一万五千円」に改め、同表萩ウエルネスパークの項多目的体育館に関する部分の(二)中、「千九百円」を、「千二百円」に改め、同表柳井ウエルネスパークの項テニス場に関する部分の次に次のように加える。

七万円 九万四千五百円 十一万九千円 二万九千七百六十円 十六万四千五百円 二十八万三千五百三十円 三十一万三千二百九十円 二万九千七百六十円	七万七千四百九十円 十万四千六百十円 十三万七千三百円 三万二千九百二十円 十八万二千円 三十一万三千八百五十円 三十四万六千七百八十円 三万二千九百二十円
--	---

	(一) 専用使用	
入場料その他 のに類する料 を徴収しない も		
午前六時三十分から午前八時三十分まで 午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	三千三百七十円 四千七百二十円 五千四百円 三千三百七十円 五千六十円 一万百二十円 二千二十円	二万六千九百六十円

場多目的広		(一) 器具の使用	備考 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(七)までは、(一)の場合に準用する。
入場料その他これを徴収するものを		一点、一組又は一式一回につき	
午前八時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	千五百九十円の範囲内で 知事が定める額
午後五時から午後七時まで	午後七時から午後十時まで		
三万七千七百六十円	四万三千二百円		
二万六千九百六十円	四万四百八十円		
八万九百六十円	一万六千六十円		

別表第三柳井ウェルネスパークの項テニス場に関する部分の次に次のように加える。

場多目的広		(二) 器具の使用	備考 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(七)までは、(一)の場合に準用する。
冷暖房設備	照明設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額
一時間につき	一時間につき		実費を勘案して指定管理者が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条第一項の表柳井ウェルネスパークの項、別表第二柳井ウェルネスパークの項及び別表第三の改正規定 公布の日から起算して五月

を超えない範囲内において規則で定める日

二 第二条第一項の表維新百年記念公園の項及び別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

(山口県立スポーツ交流公園条例の廃止)

2 山口県立スポーツ交流公園条例(平成十四年山口県条例第六号)は、廃止する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の3の表一の項から四の項までの規定中「スポーツ交流公園」を「山口きらら博記念公園」に改め、同表中九の項を十の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

				(一) 公園施設の設置又は管理	
				公園施設の設置	公園施設の管理
水道管、下水道管、	変圧塔	電線	電柱	一平方メートル一月につき	一平方メートル一月につき
	一基一年につき	一メートル一年につき	一本一年につき	土地の価格の千分の六を超えない額の範囲内で知事が定める額	公園施設の価格の千分の八を超えない額の範囲内で知事が定める額
	千七百二十円	七十円	電気通信事業法施行令別表第一に定める額の例により算定した額		
(二) 占用					

五

山口きらら博記念公園

<p>備考</p> <p>1 (一)の場合の使用料の金額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>一 「土地の価格」及び「公園施設の価格」とは、当該土地及び公園施設の適正な時価をいう。</p> <p>二 月の中途から使用する場合のその月の使用料の金額は、日割計算の方法によつて算定</p>				都市公園使用料
	<p>物品の販売、宣伝、募金その他これらに類するもの</p>	<p>業として行う写真の撮影</p>	<p>業として行う映画の撮影及び興行</p>	<p>協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催物（仮設工作物を設けて行うものを除く。）</p>
	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき
	千八十円	千八十円	千八百八十円	千八百八十円
	<p>(三) その他の使用</p>	<p>その他のもの</p>	<p>ガス管その他これらに類するもの</p>	<p>協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催物のための設けられる仮設工作物</p>
<p>工物等の種類ごとに知事が定める額</p>	<p>一平方メートル一日につき</p>	<p>一メートル一年につき</p>	<p>土地の価格の千分の〇・二を超えない額の範囲内で知事が定める額</p>	
九十円				

	<p>2 (一)の場合の使用料の金額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>一 「土地の価格」とは、当該土地の適正な時価をいう。</p> <p>二 月の中途から使用する場合のその月の使用料の金額は、日割計算の方法によつて算定する。</p> <p>三 週、日又は時間を単位とする場合の使用料の金額は、前記の金額を基準として知事が定める。</p> <p>3 (三)の場合において、週、日又は時間を単位とするときの使用料の金額は、前記の金額を基準として知事が定める。</p>

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十七号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号の表吉原・末武川工業用水道の項を次のように改める。

末武川工業用水道	周 南 市	周南市	
			八、七〇〇

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十八号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一吉原・末武川工業用水道の項を次のように改める。

末武川工業用水道	周南市
----------	-----

別表第二吉原・末武川工業用水道の項中「吉原・末武川工業用水道」を「末武川工業用水道」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十九号

山口県立美術館条例の一部を改正する条例

山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 美術その他の芸術に関する知識の普及及び県民の教養の向上を図り、もつて文化の振興に資するため、美術館を設置する。

第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「美術品等」を「収集美術品等」に改め、同条を第十条とする。
第八条を第九条とする。

第七条中「教育委員会は、第四条」を「知事は、第五条」に、「第五条」を「第六条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第二号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「教育委員会」を「知事」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「教育委員会規則」を「規則」に、「美術品その他美術に関する資料」を「美術品等」に、「美術品等」を「収集美術品等」に、「教育委員会の」を「知事の」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「美術品その他美術に関する資料」を「美術品等」に、「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「学芸員、事務職員」を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(業務)

第三条 美術館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 美術品等に関する調査及び研究に関すること。
- 三 美術品その他芸術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- 四 美術品その他の芸術に関する学校教育及び生涯学習の支援に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に資するために必要な業務に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県立美術館条例第五条の規定によりされている許可は、改正後の山口県立美術館条例第六条の許可と

一
美
術
館

<p>備考</p> <p>1 「普通展示」とは美術館が常時美術品等を展示することをいい、「特別展示」とは美術館が臨時に展覧会等を開催して美術品等を展示することをいう。</p> <p>2 「その他の者」とは、十九歳未満の者並びに十九歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校の生徒及び学生であるもの以外の者をいう。</p> <p>3 (二)の場合において、施設の利用者が、観覧料、受講料その他これらに類する料金を徴収するときの使用料の金額は、前記の使用料の金額の百分の二十に相当する額を当該使用料の金額に加算した金額とする。</p>	撮 影		熟 模 写 又 は 模 造 展 覧	(三) 収集美術品等の利用	山口県立 萩美術館 ・浦上記念館	企画展示 室	一日につき	二万五千七百九十円
	カラー	モノクロ ーム			一点一回につき	二百十円	講座室	一時間につき
	一点一回につき	一点一回につき	一点一回につき	五百六十円				
	(学術研究を目的とする 場合にあつては、三百二十円)	(学術研究を目的とする 場合にあつては、百六十円)						

4 (三)の場合の使用料の金額の計算については、びよぶは半双を、一そろいの巻子は一卷を、対幅は一幅をそれぞれ一点とする。

別表第一の9の表八の項を次のように改める。

八 削除

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口警察署の項管轄区域の欄中「除く。」の下に「阿武郡のうち阿東町」を加え、同表山口県豊田警察署の項を削り、同表山口県萩警察署の項管轄区域の欄中「（山口県江崎警察署の管轄区域を除く。）」を削り、同表山口県阿東警察署の項及び山口県江崎警察署の項を削り、同表山口県下関警察署の項管轄区域の欄中「（山口県豊田警察署、」を削り、同表山口県長府警察署の項管轄区域の欄中「秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根東町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根南町一丁目、秋根南町二丁目、秋根北町、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、形山みどり町、秋根新町、一の宮学園町、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、前勝谷町、一の宮卸本町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、形山町、一の宮東町一丁目、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、楠乃一丁目、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、東勝谷」を「菊川町大字巒井、菊川町大字道市、菊川町大字縦ノ木、菊川町大字東中山、菊川町大字西中山、菊川町大字上保木、菊川町大字下保木、菊川町大字下大野、菊川

町大字上大野、菊川町大字田部、菊川町大字上田部、菊川町大字七見、菊川町大字下岡枝、菊川町大字上岡枝、菊川町大字吉賀、菊川町大字檜崎、菊川町大字久野、菊川町大字貴飯、菊川町大字日新、豊田町大字李路子、豊田町大字殿居、豊田町大字佐野、豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣、豊田町大字稲見、豊田町大字金道、豊田町大字宇内、豊田町大字八道、豊田町大字鷹子、豊田町大字浮石、豊田町大字今出、豊田町大字地吉、豊田町大字大河内、豊田町大字殿敷、豊田町大字檜原、豊田町大字西市、豊田町大字矢田、豊田町大字庭田、豊田町大字中村、豊田町大字稲光、豊田町大字日野、豊田町大字高山、豊田町大字萩原、豊田町大字手洗、豊田町大字東長野、豊田町大字西長野、豊田町大字城戸、豊田町大字江良、豊田町大字阿座上」に改め、「、大字秋根、大字楠乃、大字勝谷、大字田倉、大字形山、大字小野、大字井田」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(警察署協議会の委員に関する特例)

2 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県豊田警察署協議会、山口県阿東警察署協議会、山口県江崎警察署協議会又は山口県長府警察署協議会の委員である者のうちから、それぞれ山口県長府警察署協議会、山口県山口警察署協議会、山口県萩警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員を委嘱することができる。

3 前項の場合において、山口県長府警察署協議会又は山口県萩警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例(平成十三年山口県条例第二号)第四条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県長府警察署協議会又は山口県萩警察署協議会の委員の定数とする。

4 第二項の場合において、山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員である者の数が警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第二十九号)附則第二項後段の規定による定数を超えるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員の定数とする。

5 第二項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第五条第一項本文の規定にかかわらず、平成十九年五月三十一日までとする。

結核診査協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県条例第三十一号

結核診査協議会条例を廃止する条例

結核診査協議会条例（昭和二十六年山口県条例第四十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県知事 二 井 関 成

平成十九年三月十三日印刷
平成十九年三月十三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）